

平成25年度第2回石狩市使用料、手数料等審議会会議録

開催日時 平成 25 年 11 月 8 日（金） 10 : 00~10 : 40

開催場所 石狩市役所 3 階 庁議室

出席者 会長：住谷浩

副会長：松永昭司

委員：木村峰子、藤田隆、亀岡和子、袴田律子、中村嘉光、堀弘子、池田京子

欠席者 新海節

事務局 大塚財政部長、中西財政課長、岡主任主査

傍聴者 なし

【開 会】

○事務局（中西）： 本日は、悪天候の中、また、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、只今より「使用料、手数料等審議会」を開会いたします。なお、新海委員より本日都合により欠席の連絡がございましたので、御報告申し上げます。

開会に先立ちまして、副市長白井より一言、ご挨拶を申し上げます。

○副市長： おはようございます。副市長の白井でございます。

本日はお忙しい中、本審議会にご出席を賜り、ありがとうございます。委員改選後初めての審議会開催となりますが、8月の改選時には、皆様に委員の職を快くお引き受けいただき、あるいは応募をいただきましたこと、また、皆様には日頃から本市の市政全般にわたり多大なご尽力をいただいておりますことに、重ねてお礼申し上げます。

さて、本審議会は、条例により平成 13 年度に設置したものでありますが、これまで、本市の使用料・手数料等については、原価計算によるコスト算定を基礎に持ちながら、また一方で、受益者の過度な負担にも意を配しながら、料金設定の検討を行って参りました。来年 4 月 1 日に実施を予定しております使用料・手数料の改定についても、前期の委員の皆さまにご審議を賜り、今年 6 月に答申を頂いたところでございます。

本日は、消費税の引き上げにより影響を受ける使用料について、ご審議を賜ることになりますので、委員各位におかれましては、忌憚のないご意見、ご提言を賜り、御答申頂きたいと考えておりますので、宜しくご審議の程を申し上げまして、審議会開催に当たる挨拶とさせていただきます。よろしくご願ひ申し上げます。

○事務局（中西）： それでは事務局の紹介をさせていただきたいと思ひます。

【財政部長 大塚、財政課長 中西、財政担当 岡】

○事務局（中西）：、本日の会議につきましては、昨年 8 月にみなさまに委員の委嘱をさせていただいた後、初めての開催ということとなりますので、会長・副会長がまだ選出されておられません。大変恐縮ですが、会長を選出するまで、事務局のほうで会議を進めさせていただきたいと思ひます。会長、副会長の選出につきましては、「使用料、手数料等審議会条例」に基づきまして、委員の互選により選出することとなっておりますが、前回からメンバーも変わっておりますので、委員の皆さまから簡単に自己紹介をさせていただきたいと思ひます。恐縮ですが、中村委員から順次時計回りでご願ひします。

【委員自己紹介】

○事務局（中西）： ありがとうございます。それでは、会長、副会長の選出を議題といたします。選出方法についてご意見等ございませんか。

【事務局一任の声】

○事務局（中西）： ありがとうございます。それでは、事務局案といたしまして、会長に住谷委員、副会長に松永委員を推薦させていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

【はいとの声】

○事務局（中西）： ありがとうございます。 それでは、会長を住谷委員、副会長を松永委員にお願いします。ひとことごあいさつさせていただきたいと思います。

○住谷会長： ただいま会長に推薦され、承認いただきました住谷でございます。できるだけ円滑な議事進行と皆さんの意見を集約できるよう努めて参りますので、ご協力よろしくをお願いします。

○松永副会長： 松永です。私は石狩に相当長く居まして、30年くらいになります。いろいろ意見を聴きながら私の意見も申し上げて、審議会を有用にやりたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（中西）： それでは次第にもどりまして諮問をさせていただきます。

○白井副市長： 「消費税の増税に係る使用料の改定について（諮問）」石狩市使用料、手数料等審議会条例第2条第1項第1号の規定に基づき、審議会の意見を求めます。よろしくをお願いします。

【諮問書を住谷会長へ渡す】

○事務局（中西）： 白井副市長につきましては、この後公務のため退席させていただきます。以降につきましては、会長に進行をお願いいたします。

○住谷会長： それではただ今から、審議を開会します。本日は審議、そののち答申までを予定していますので、皆さんのご協力よろしくをお願いします。早速、本審議会に諮問された「使用料の改定について」を議題といたします。事務局より提出されている資料に沿って、説明をお願いいたします。

○事務局（岡）： それでは、私の方から資料の内容について説明させていただきます。まず、本日お手元にお配りしています「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」について説明させていただきます。市の使用料、手数料改定の必要性を検討するに当たっては、平成24年7月10日に策定いたしました、この「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」に基づき取り進めています。基本的な考え方、以降7項目からなっていて、本日は内容についての詳細な説明は省略させていただきますが、1ページ目中段「2 使用料・手数料等設定の基本方針」に定めている4項目が要点となっています。一つ目として原価計算方式によるコスト算定、二つ目として行政負担と受益者負担の負担割合を明確にする、三つめとして受益者負担の急激な上昇を防ぐため上限改定率を設定する、四つ目として定期的な見直しを概ね3年毎に行う、というものです。この基本方針に基づく見直しといたしましては、平成24年から平成25年、今年の5月にかけて、前期委員による審議、又、答申を頂いたことから、来年4月に向けて改定の手続きを進めているところでございます。

次に、事前送付した資料についてご説明します。資料の3ページ目になります。今回の改定については、只今説明いたしました基本方針による改定作業とは別に行うことになりました。改定の趣旨としましては、国で決定された「社会保障制度の安定財源の確保等を図る税制に抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」、簡単に言いますと消費税を上げることです。これに影響を受ける使用料について、当市においても改正を必要とするものです。改正内容としましては、現在「100分の105を乗じる」というように消費税の課税・非課税が明確に区分されるものについて3つの条例が対象となりますが、この3つの条例を改正し、「100分の105」という消費税相当部分を「100分の108」というような形で改正させていただきたいという内容になっています。この3つの条例以外の使用料・手数料については消費税について特に定めがありません。基本的に内税であるというこ

とで、消費増税の影響を受けないとは言えませんが、今回の改定の対象とはせず、あくまでも通常の原因計算、コストに基づく見直しの手続きによって行いたいと考えています。資料 3 ページ目が行政財産使用料条例、4 ページ目に道路占用料条例と河川管理条例の改正案を載せています。5 ページ目以降は現行の条例となっています。簡単ですが私からは以上です。

○住谷会長： 只今説明いただきましたが、新任の方には初めての会合なので、基本方針の説明をいただきました。この内容は今回の審議の対象ではありませんが、質問があれば説明を求めて理解を深めていただければと思います。また、今日の本題となる事前配布資料の内容ですが、消費税の改定に伴う改定で、基本的には必然的に変えなければならない状況だと思いますので、あまり議論の余地はないのではないかと思います。何かご意見・ご質問があればお願いします。

○堀委員： 事前配布資料 3 ページ目の改定内容で 100 分の「108」は 8%になるということで解かるのですが、100 分の「4.2」を「4.32」にしたその「0.12」の算出はどういう方法で出されたのでしょうか。

○事務局(岡)： 土地の使用料は、消費税とは関係なく時価に 100 分の 4 を乗じて使用料を算定しますが、1 か月に満たない時はこれに消費税をかけることになり、「100 分の 4」に「100 分の 105」をかけていたものが「100 分の 4.2」、今回消費税が 8%に上がることによって、「100 分の 4」に「100 分の 108」をかけることになるので「100 分の 4.32」となります。

○事務局(大塚)： 土地を貸す場合、基本は非課税ですので消費税がかかりませんが、1 か月未満の短いものは消費税法で課税することとなっています。もともとは 4%なのですが、消費税が 5%になった時点で 4%に 1.05 をかけることになり、結果 4.2 になりました。今回 4%に 1.08 をかけることになるので 4.32 という数字に変わることになります。

○堀委員： それと先ほどの説明の中で今回の改定の対象にしないとした使用料はどういう理由からなのでしょう。

○事務局(大塚)： 使用料の改定は、3年に1回定期的に見直しをする際、かかっている費用にたいして使用料を積算します。ですから今回、消費税が上がったからといって単純に使用料を上げるのではなくて、3年間の経過、実績を踏まえてまた使用料を算出するという考え方です。内税的な考え方もあるため改定の対象としないという旨の表現で説明をさせていただきました。今回の3つの条例は外税的なもの、数字として 1.05 というように率を明記して条例上整理されているものを改定させていただきたいと思っています。

○堀委員： 消費税に関しては、今後 10%になる可能性もあるなかで、3年以内は内税で対応できるということでしょうか。

○事務局(大塚)： 対応できると考えています。

○住谷会長： 可能性としては、10%になるとまた同様の改定をするという前提でしょうか。

○事務局(岡)： 10%になるとときには、今回と同じように「100 分の 110」という改定が必要になるとは思います。ほかのものについては消費税に関わらず、3年毎に全体のコストを基本として考えることとなります。

○住谷会長： 今回の改定は、法律を受けてやらなければならない部分に限定されているということですね。

○堀委員： 10%になる可能性もあるわけで、こういった仕方ない改定のために、その度に審議会を開くのはどうかという気持ちもありますが、開催しなければならないということもわかるので、ここまでの話についてはわかりました。もうひとつ、基本方針を今日資料としていただきましたが、前期の際は、審議会の前に事前にいただいていたことで、ある程度内容を理解して審議会に臨むことができたと思っているので、こういうものは当日配るのではなく、事前配布しておくべきと考えます。

○住谷会長： ほかに何かありませんか。

○藤田委員： 私たち体育協会はスポーツ施設の指定管理を受けていますが、実際、団体としては、みなさんの受益者負担としての使用料とは別の考え方として、消費税がかかるということを理解しておいていただきたい。そういう意味で料金の見直しも必要と考えています。それと、社会教育関係団体として利用される場合には、減免規定が適用されるのですが、スポーツ団体ではないかという団体でも社会教育関係団体として登録されているという実態もあること、夜間照明の部分については使用料の考え方を区別できないものか、ということも課題と考えています。

○事務局（中西）： 次回の見直しの際の検討事項とします。

○藤田委員： もうひとつ。スポーツ広場の芝生は無料で使用させているが、管理費用もかかるものであるため、料金設定が必要だと考えていますので次回見直しの検討に加えていただきたい。

○事務局（中西）： 所管部局とも打合せをしながら検討していきたいと思います。

○堀委員： 今回消費税が上がるなかで、内税的な使用料については市民負担は変わらないということですが、指定管理など管理運営の委託については、消費税の増分が保障された内容になっているのでしょうか。それとも企業内努力などで負担させるような内容なのでしょうか。使用料が100%減免されるなども考えると、運営する側としてはすごく大変な状況だと思います。

○事務局（中西）： 基本的には、市から支払う指定管理料の中に消費税が上がることも加味して、反映させています。そのことは結果的に運営コストが上がることになり、最終的には使用料に跳ね返ることにつながるようになりますが、基本的には委託料として市が負担しています。

○堀委員： 3年に1度の見直しという話もありましたけど、3年後という消費税がまた上がるとか、電気料や水道料金も上がってきているという現状の中で、3年間本当に維持できるのかという疑問もありますので、「3年」という期間に捉われ過ぎずに、適正な時期を見極めて、見直していくことが必要だと思います。

○事務局（中西）： あくまでも、「概ね3年」ということですので、税改正も含めて様々な変化を見定めながら、必要な時に、皆さまのご意見をいただきながら適宜進めていきたいと思っています。

○住谷会長： 消費税の問題は使用料・手数料だけの議論ではなくて、基本的には指定管理などでも同じ問題があつて、それぞれがタイミングの違いはあつても連動しているものなので、いずれ何らかの形で反映されていくものだと認識していただきたいと思います。

○中村委員： 「概ね」3年と書いてありますから、「必ず」3年毎というわけではなく、その時の社会情勢に応じて改定するということですね。

○住谷会長： 指定管理については、新たに委託するときには消費税が上がることも前提にして予算を組むことになるのでしょうか。

○事務局（岡）： 例えば、体育協会に管理してもらっている施設については、今年ちょうど指定管理の更新があり、消費税が上がることも加味したうえで委託料を算定させていただきました。スポーツ広場の芝生やナイター照明の使用料については、前期委員の方に審議していただいていた中で、体育協会側からも提案がありましたけれども、所管からの申し出により見送ることになった経緯もありますので、次回の見直し時は、もっとしっかり検討しなければならないと思います。

○藤田委員： 減免する団体が増えることについては、管理する側としては収入の部分で非常に厳しいものがあり、社会教育関係団体の登録の在り方についても少し精査してもらう必要があると考えていますので、よろしくお願いします。

○住谷会長： ほかに何かありませんか。

○袴田委員： 初歩的な質問ですが、この審議会の議事録の取り扱いはどうなっていますか。

○事務局（岡）： 審議会の後、まとめた議事録を皆さんに送らせていただきます。

○袴田委員： 欠席した方にも内容がわかる形になっているということでしょうか。

○事務局（岡）： 会長に内容確認してもらい、確定したものを全員に送ります。

○袴田委員： わかりました。それと、先ほど堀委員も指摘していましたが、今回事前送付された資料だけではわからない部分もありましたので、事前に送れるものは送ってもらいたいということを重ねてお願いします。それと、事務局の名簿もあると良いと思います。

○住谷会長： ほかに何かありませんか。

○中村委員： もうひとつ伺いたい。消費税が上がったことによって、生活保護受給者や低所得者に対して、市として配慮はあるのでしょうか。

○事務局（中西）： 使用料、手数料についてはありません。

○住谷会長： ほかに何かありますか。なければ、本諮問については妥当であるとの答申でよろしいでしょうか。

【「はい」との声あり】

○住谷会長： では、諮問内容については、妥当であると答申したいと思います。

○事務局（中西）： ご審議ありがとうございました。次第ではこのあと答申を頂く予定としておりましたが、準備に少なからず時間を要しますので、答申については会長に一任していただきまして、本日はこれにて閉会させていただこうと思いますがよろしいでしょうか。

【「はい」との声あり】

今後の予定といたしましては、本日答申いただく内容によりまして、平成 25 年第 4 回定例会において提案させていただくこととなりますのでご承知おきいただきたいと思います。次回の開催は今のところ予定していません。今後、消費税が上がる、使用料の見直しが必要、新たな使用料の設定など、改めてみなさんにご協力いただくことになるかもしれませんので、その際はよろしくお願いいたします。

す。本日は以上をもちまして終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○住谷会長： では、これで審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議事録確定 平成 25 年 11 月 21 日

石狩市使用料・手数料等審議会

会 長 住 谷 浩
